

大阪経済大学公的研究費の取扱いに関する規程

2015年3月17日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、大阪経済大学(以下、「本学」という。)における公的研究費の取扱いに関し必要な事項を定め、不正使用を防止し、その適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の資金をいう。

2 この規程において「研究者等」とは、本学の教職員、その他の本学の公的研究費の運営及び管理に関わるすべての者をいう。

3 この規程において「不正使用」とは、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって本学の規程及び法令等に違反した公的研究費の使用をいう。

第2章 運営及び管理体制

(最高管理責任者)

第3条 本学に、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、理事長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針(以下、「基本方針」という。)を策定及び周知するとともに、次条に規定する統括管理責任者及び第5条に規定する研究コンプライアンス推進責任者が公的研究費の適切な運営及び管理を行えるよう必要な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、理事会が指名する理事をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、不正使用防止計画をはじめとする大学全体の具体的な対策を策定及び実施し、研究コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に、最高管理責任者へ報告しなければならない。

(研究コンプライアンス推進責任者)

第5条 公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者として研究コンプライアンス推進責任者を置き、学長をもって充てる。

2 研究コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

(1) 公的研究費の適切な管理・運営の対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ書面により報告書を提出する。

(2) 不正使用の防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 研究者等の公的研究費の管理、執行等の状況を確認し、必要に応じて改善を指導する。

3 研究コンプライアンス推進責任者は、以下の者を研究コンプライアンス推進副責任者（以下、「副責任者」という。）に任命することができる。

- (1) 研究委員長
- (2) その他最高管理責任者が指名する者
(研究コンプライアンス推進委員会)

第6条 公的研究費の適正な運営及び管理・執行する組織として、研究コンプライアンス推進委員会を設置する。

2 研究コンプライアンス推進委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 研究コンプライアンス推進責任者
- (2) 研究コンプライアンス推進副責任者

3 研究コンプライアンス推進委員会は不正防止計画の推進を担い次に掲げる業務を行う。

- (1) 資金の運営及び管理・執行に係る実態の把握及び検証に関すること。
- (2) 関係部署と協力し不正発生要因の排除・改善策を講ずること。
- (3) 行動規範に関すること。
- (4) その他、不正防止計画の推進について必要な事項に関すること。

(職名の公開)

第7条 第3条から第5条の責任者（以下、「各責任者」という。）を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

第3章 適正な運営及び管理のための環境整備

(法令等の遵守)

第8条 研究者等は、公的研究費の取扱いについては、「大阪経済大学科学研究費支出に関する内規」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」及び関係法令並びに交付等の際の条件を遵守しなければならない。

2 研究者等は、本学所定の「誓約書」を提出しなければならない。

(経理事務)

第9条 公的研究費に係る支出に関する取扱いは、別に定めのある場合のほか、「大阪経済大学科学研究費支出に関する内規」により取り扱うものとする。

(相談窓口)

第10条 公的研究費に係る事務処理手続及び使用ルール等に関する学内外からの相談を受け付けるための窓口（以下、「相談窓口」という。）を設置するものとする。

2 相談窓口は、研究支援・社会連携課に設置するものとし、公開する。

第4章 公的研究費の適正な運営及び管理

(執行状況の確認等)

第11条 研究コンプライアンス推進責任者及び副責任者（以下、「研究コンプライアンス推進責任者等」という。）は、システム等により随時公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、研究者等に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導しなければならない。

2 公的研究費の執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、研究コンプライアンス推進責任者等は、繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を研究者等に遅滞なく示すものとする。

(発注段階での財源の特定)

第12条 研究者等は、公的研究費の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注するものとする。

(取引業者との癒着防止)

第13条 発注又は契約する際は、「大阪経済大学科学研究費支出に関する内規」等の定めにより行うこととし、発注又は契約を研究者等に委任する場合においても、研究コンプライアンス推進責任者等は、研究者等と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のための措置を講ずるものとする。

(発注及び検収業務等)

第14条 物品の購入、製造及び修理に係る契約に伴う発注及び検収業務については、「大阪経済大学科学研究費支出に関する内規」等の定めにより行うものとする。

2 非常勤職員等の雇用により研究協力を得る場合は、当該研究の研究担当者及び事務職員が勤務状況等を確認し、公的研究費を適正に管理するものとする。

第15条 公的研究費(直接経費)により購入した資産性の機器、備品(以下、「備品等」という。)または資産性の図書について、本学に現物寄付しなければならない。

2 研究者が当該研究を継続し、かつ他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、当該研究に係る資産性の備品等または資産性の図書を研究者に返還する。

(出張の確認)

第16条 研究遂行上必要となる出張については、あらかじめ研究コンプライアンス推進責任者の承認を得るものとし、出張後は報告書及びその事実を証明するものを提出しなければならない。

2 出張計画の実行状況等の把握・確認については、監査室が行う。

(業者への対応及び不正な取引に関する措置)

第17条 不正な取引を防止するため、事務発注をする取引業者に対し、本学の公的研究費に関するルールを周知徹底し、誓約書を提出させるものとする。

2 不正な取引に関与した業者については、「学校法人大阪経済大学固定資産及び物品調達規程」第8条に基づき、取引停止等の措置を講ずるものとする。

第5章 不正使用の防止

(不正使用防止計画)

第18条 不正使用の防止計画を推進するため、不正使用防止計画推進担当を研究支援・社会連携課に設置する。

(防止計画の策定等)

第19条 不正使用防止計画推進担当は、コンプライアンス委員会の策定する不正使用防止計画に基づく業務の推進及び管理を行うものとする。

第6章 情報伝達を確保する体制

(通報窓口)

第20条 不正使用若しくはその疑いがある場合に関する通報及び情報提供(以下、「不正使用等に関する通報及び情報提供」という。)を受け付けるための窓口(以下、「通報窓口」という。)を相談窓口とは別に設置するものとする。

2 通報窓口は、監査室に設置するものとする。

3 通報窓口の担当等は、公開するものとする。

(不正使用等に関する報告)

第21条 通報窓口不正使用等に関する通報及び情報提供があった場合は、通報窓口の担当者は統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に、速やかにその旨を報告しなければならない。

第7章 不正使用に係る調査、処分等

(予備調査)

第22条 通報窓口通報があった場合又は不正使用の疑いがある事案が生じた場合には、コンプライアンス委員会の決定に基づき設置する不正使用に係る予備調査委員会（以下「予備調査」という。）において必要な調査を行うものとする。

2 予備調査は、次に掲げる者5名で構成する。

- (1) 統括管理責任者 1名
- (2) 研究コンプライアンス推進責任者 1名
- (3) 最高管理責任者が指名する者 2名
- (4) 本学法務担当者 1名

3 統括管理責任者は、予備調査の結果を理事会および最高管理責任者に速やかに報告する。

(調査委員会)

第23条 予備調査の結果を受け、不正使用等があった場合、コンプライアンス委員会の決定に基づき設置する不正使用に係る調査委員会（以下「調査委員会」という。）において必要な調査を行うものとする。

2 調査委員会は、次に掲げる者5名で構成する。

- (1) 統括管理責任者 1名
- (2) 研究コンプライアンス推進責任者 1名
- (3) 専門的な知識を有する本学に属さない第三者 2名
- (4) 本学法務担当者 1名

3 調査委員会の構成員は、公開する。

4 調査期間は配分機関の定めにより行うものとする。

5 調査委員会は、調査結果を理事会および最高管理責任者に速やかに報告する。

(懲戒処分の決定)

第24条 前条の調査結果、不正使用があったと認められた者については、学校法人大阪経済大学就業規則に則り懲戒処分を行うものとする。

第8章 モニタリング等

(監査制度)

第25条 公的研究費の適正な管理のため、「学校法人大阪経済大学内部監査規程」（以下、「内部監査規程」という。）に基づき、公正かつ的確な監査を実施するものとする。

(内部監査と不正使用防止計画推進担当)

第26条 監査室は、内部監査規程に基づき、業務監査及び会計監査を実施するほか、監事及び不正使用防止計画推進担当と連携して不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに、不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を実施するものとする。

第9章 その他

(間接経費の譲渡)

第27条 研究者が交付を受けた間接経費は、本学に譲渡しなければならない。

2 前項に関する事務は、研究支援・社会連携課が行う。

3 間接経費の交付を受けた研究者が他の研究機関に所属するまたは補助事業を廃止することになる場合には、配分機関の使用ルールに基づき適切に対応する。

(内規等への委任)

第28条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第29条 この規程の改廃は、コンプライアンス委員会の意見を聴いて、理事会が行う。

附 則

この規程は、**2015年3月17日**に制定し、**2015年4月1日**から施行する。

なお、この規程の施行に伴い、「大阪経済大学科学研究費取扱規程」および「公的研究費等の不正使用防止に関する申し合わせ」を廃止する。